

## 鹿児島市立学校等施設台帳作成業務委託仕様書

### 1 委託業務名

鹿児島市立学校等施設台帳作成業務委託

### 2 納入場所

鹿児島市山下町6番1号

### 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年1月29日まで

### 4 委託業務概要

文部科学省に提出する鹿児島市立学校等に係る施設台帳（以下「施設台帳」という。）について作成を委託するもの。

#### (1) 対象施設数 125施設

##### 【内訳】

- ・幼稚園 4園
- ・小学校 74校
- ・中学校 36校
- ・義務教育学校 1校
- ・高校 3校
- ・給食センター等 7か所（宮川野外活動センター含む）

#### (2) 作成に必要なデータの受け渡し

鹿児島市（以下「発注者」という。）は、施設台帳作成に必要な下記のデータを委託先（以下「受注者」という。）に送付するものとする。

- ① 前年度の施設台帳 PDF データ及び平面図、配置図の CAD データ
- ② 教室配置変更指示書
- ③ 新築、増改築等に伴う工事図面及び求積図
- ④ 児童生徒数、学級数データ等

#### (3) 基本情報の修正及び入力

受注者は、発注者から受領したデータを基に文部科学省公立学校施設台帳作成提要に基づき、学校総括表、棟別面積表、棟別面積表（その2）等の入力・修正及び配置図、平面図の作成・修正業務等を行う。

なお、受注者が修正等を行う際に疑義が生じた場合は、その都度発注者の指示に従い業務を行うこととする。

#### (4) 作成したデータの納品について

受注者は、発注者の指示により作成した施設台帳のデータを電子データにより納品しなければならない。なお、1回目のデータ提出期限は令和8年5月15日までとし、発注者

の確認を受けること。

(5) 提出データの修正について

受注者が作成した施設台帳データについて、修正が必要な場合は、すみやかに必要なデータの修正を行うものとする。

(6) 翌年度提出に備えての施設台帳更新

受注者は、発注者が文部科学省に台帳を提出した後も、発注者の指示を受けて翌年度提出に備えて施設台帳の修正を行うものとする。